

第5章 計画の推進と評価

1 推進体制

(1) 全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

(2) 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

2 評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

【 成果指標 】

指標	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
自分のことを好きだと思う子どもの割合	65.4%	75%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	【子ども】 59.3%	65%
	【大人】 54.9%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	【子ども】 57.0%	65%
	【大人】 49.1%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（現状値は平成 24 年度、目標値は平成 30 年度）	【小学校】 92.1%	95%
	【中学校】 82.2%	88%
	【高校】 80.7%	86%

脚注

番号	用語	説明
1	まちづくり	ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。
2	児童クラブ	放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。
3	フリースクール	不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。
4	プレーパーク	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、既存の公園などにおいて、「規制を極力排除した子どもの遊び場」を地域住民等が開催・運営する取組。
5	心のサポーター	不登校やその心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人一人の子どもの状況に応じた支援を行う有償ボランティア。
6	家庭児童相談室	各区に設置する子どもの福祉に関する身近な相談窓口。児童虐待通報のほか、養育相談等の電話・来所相談を実施している。
7	オレンジリボン地域協力員	児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。
8	ピア・サポート	ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。
9	ミニ児童会館	小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。
10	子育てサロン	子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。
11	子どもの貧困	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることとされており、都道府県において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。
12	ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。
13	スクールカウンセラー	子どもの不安や悩みの相談にあたりるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。
14	スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
15	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。
16	放課後子供教室	すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。
17	民間児童育成会	放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。
18	少年6団体	(公社)札幌市子ども会育成連合会、(一財)札幌市体育協会札幌市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト北海道連盟札幌地区委員会、ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会、日本海洋少年団連盟札幌海洋少年団、(公財)交通道德協会札幌支部札幌鉄道少年団。
19	コモンセンス・ペアレンティング	行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待予防を図るプログラムのこと。